

相模原市監査委員公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による監査を行ったので、同条第9項及び第10項の規定により、その結果に関する報告等を次のとおり公表する。

令和7年3月3日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 関 根 雅吾郎

同 大 槻 和 弘

第1 監査の概要

1 相模原市監査基準への準拠

この監査は、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査、出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査

3 監査の実施日程

令和6年7月2日から令和7年2月28日まで

4 監査の対象

(1) 財政援助団体監査

ア 対象団体

(ア) 公益社団法人相模原市観光協会(以下「観光協会」という。)

所管課 市長公室観光政策課

対象補助金 公益社団法人相模原市観光協会補助金

(イ) 社会福祉法人相模原市社会福祉事業団(以下「社会福祉事業団」という。)

所管課 健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課及び高齢・障害者福祉課

対象補助金等 社会福祉法人相模原市社会福祉事業団補助金

障害児者施設建設資金借入償還金補助金

指定管理者制度導入施設支援金

イ 対象年度

令和5年度

(2) 出資団体監査

ア 対象団体

社会福祉事業団

所管課 健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者福祉課

- イ 対象年度
令和5年度
- (3) 公の施設の指定管理者監査
 - ア 対象団体
社会福祉事業団
 - 所管課 健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者福祉課
 - 対象施設 相模原市立障害者支援センター松が丘園(以下「障害者支援センター」という。)
 - 相模原市立けやき体育館(以下「けやき体育館」という。)
- イ 対象年度
令和5年度及び令和6年度

5 対象団体の概要

別紙のとおり

第2 財政援助団体監査

1 監査の対象及び対象補助金等の状況

(1) 観光協会及び観光政策課

対象補助金の状況(令和5年度)

公益社団法人相模原市観光協会補助金 78,040,885円

(2) 社会福祉事業団及び福祉基盤課

対象補助金の状況(令和5年度)

障害児者施設建設資金借入償還金補助金 5,154,000円

(3) 社会福祉事業団及び高齢・障害者福祉課

対象補助金等の状況(令和5年度)

社会福祉法人相模原市社会福祉事業団補助金

38,632,902円

指定管理者制度導入施設支援金

2,215,000円

2 監査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定

めて監査を行った。

区分	リスク	主な着眼点
対象団体	(1) 補助金等の申請及び報告が適正に行われぬリスク (2) 補助金等に係る出納事務が適正に行われぬリスク (3) 補助金等が交付対象事業に適切に充当されないリスク	ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。 ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が交付対象事業以外に流用されていないか。 エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。 カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。 キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。 ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
所管課	(1) 補助金等の交付目的が達成できないリスク (2) 補助金等の交付決定、算定及び支出が適正に行われぬリスク	ア 補助金等の決定は法令等に適合しているか。 イ 補助金等の交付目的及び交付対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。 ウ 補助金等に関する条件の内容は明確か。 エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。 オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等によりなされているか。 カ 対象団体への指導監督は適切に行われているか。 キ 補助金等の交付目的や効果等から

		判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
--	--	--------------------------------

3 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。なお、実施に当たっては、公認会計士の専門的知見を活用した。

(1) 書面調査

必要書類が作成され、適切に記載されているか、関係書面等の調査を実施した。

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) 現地調査

現金の管理状況等について、現地調査を実施した。

(4) ヒアリング

観光協会の事務局長及び観光政策課長並びに社会福祉事業団の事務局長及び高齢・障害者福祉課長に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

第3 出資団体監査

1 監査の対象及び出資の状況

社会福祉事業団及び高齢・障害者福祉課

本市の出資状況

出捐金 3,000,000円(出資比率100%)

2 監査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

区分	リスク	主な着眼点
対象団体	(1) 設立目的が達成できないリスク	ア 設立目的(出資目的)に沿った事業運営が行われているか。
	(2) 出納その他の事	イ 定款、経理規程等諸規程は整備さ

	<p>務が適正に行われないリスク</p> <p>(3) 計算書類が適正に作成されないリスク</p> <p>(4) 経営成績及び財政状態が良好でないリスク</p>	<p>れているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。</p> <p>ウ 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。</p> <p>エ 会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。</p> <p>オ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制は適切か。</p> <p>カ 計算書類等は法令等に準拠して作成されているか。</p> <p>キ 事業成績及び財政状況は適正に計算書類等に表示されているか。</p> <p>ク 経営成績及び財政状態は良好か。</p> <p>ケ 収益率、財務比率は良好か。また、人件費の内容、金額は事業規模に比し適切か。</p> <p>コ 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。</p>
所管課	<p>(1) 出資団体の経営成績及び財政状態が把握されないリスク</p> <p>(2) 出資による権利の行使が適切に行われないリスク</p>	<p>ア 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。</p> <p>イ 出資による権利は市有財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。</p> <p>ウ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。</p>

3 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。なお、実施に当たっては、公認会計士の専門的知見を活用した。

(1) 書面調査

必要書類が作成され、適切に記載されているか、関係書面等の調査を実施した。

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) 現地調査

現金の管理状況等について、現地調査を実施した。

(4) ヒアリング

社会福祉事業団の事務局長及び高齢・障害者福祉課長に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

第4 公の施設の指定管理者監査

1 監査の対象及び指定管理料の状況

社会福祉事業団及び高齢・障害者福祉課

指定管理料の状況(令和5年度)

障害者支援センター 240,787,000円

けやき体育館 53,050,667円

2 監査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

区分	リスク	主な着眼点
対象団体	(1) 施設の設置目的を達成できないリスク (2) 指定管理業務に係る出納が適正に行われないリスク (3) 協定書に規定された業務が適切に行われないリスク	ア 施設は関係法令(条例等を含む。)の定めるところにより適切に管理されているか。 イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。 (ア) 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。 (イ) 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。 (ウ) 事業報告書の提出は期限内になされているか。 (エ) 経費節減は図られているか。 ウ 利用料金制を採用しており、かつ、指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。 エ 利用促進のための努力はなされているか。

		<p>オ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。</p> <p>カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。</p> <p>キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。</p>
所管課	<p>(1) 指定手続が適正に行われないリスク</p> <p>(2) 指定管理者に対する指導が適切に行われないリスク</p> <p>(3) 指定管理料の支出が適正に行われないリスク</p>	<p>ア 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。</p> <p>イ 管理に関する協定の締結は、適正に行われているか。</p> <p>ウ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。</p> <p>エ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。</p> <p>オ 事業報告書の点検は適切になされているか。</p> <p>カ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。</p> <p>キ 指定管理業務の点検・指導やモニタリングの在り方について、検討を行っているか。</p>

3 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。なお、実施に当たっては、公認会計士の専門的知見を活用した。

(1) 書面調査

必要書類が作成され、適切に記載されているか、関係書面等の調査を実施した。

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) 現地調査

公の施設の管理状況について、現地調査を実施した。

(4) ヒアリング

社会福祉事業団の事務局長及び高齢・障害者福祉課長に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

第5 監査の結果等

第1から第4までのとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助の目的に沿って行われていると認められた。ただし、当該事務の一部に次のとおり対応を要する事項等が見られた。

1 財政援助団体監査

注意事項

(1) 観光協会及び観光政策課

ア 観光協会

(ア) 観光協会の事務所及びさがみはらアンテナショップにおける現金の管理状況について調査したところ、公益社団法人相模原市観光協会会計処理規程(以下「会計処理規程」という。)第25条では、現金(小切手等を含む。)は毎日の出納終了後、残高を会計帳簿と照合することが定められているが、毎日照合していることが確認できなかった。

今後は、現金取扱事務の重要性を再認識し、現金等の取扱いに際し複数人による確認を行いその記録を残すなど、会計処理規程に従い適切に事務を執行されたい。

(イ) 補助金に係る出納事務について調査したところ、公益社団法人相模原市観光協会補助金(以下「観光協会補助金」という。)の収入調書について、公益社団法人相模原市観光協会事務局規程では、代表理事の決裁事項であるにもかかわらず、専務理事の決裁で収入事務を行った事例が見られた。

今後は、事務処理方法及び確認体制の見直しを図るなど適切に事務を執行されたい。

イ 観光政策課

観光協会補助金の交付に関する事務について調査したところ、観光協会補助金の交付の決定に係る決裁において、現行の公益社団法人相模原市観光協会補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)とは内容が異なるものが添付されていた。

また、観光協会補助金の額の確定に係る決裁において、補助の対象となる経費があり補助金が交付されている事業であるにもかかわらず、補助対象経費を0円としている資料が添付されている事例や、交付要綱第3条第1項第1号では、さがみはらアンテナショップの不動産の賃借料及び共益費の補助金の額は合計額の5分の4以内の額と規定しているにもかかわらず、補助率により交付額を算定していることが確認できない事例が見られた。

今回の監査において、交付額が適正であることは確認できたものの、額の確定に当たって、交付要綱等に基づき補助対象経費及び交付額を算定する必要があった。

今後、補助金の交付に当たっては、その事務の重要性を再確認し、交付要綱等に基づき適切に事務を執行されたい。

(2) 社会福祉事業団及び高齢・障害者福祉課

高齢・障害者福祉課

社会福祉法人相模原市社会福祉事業団補助金の交付に関する事務について調査したところ、令和6年3月1日付けで令和5年度社会福祉法人相模原市社会福祉事業団資金収支予算が補正され、当該補助金の充当予算に変更が生じていたにもかかわらず、その後、社会福祉事業団から提出された実績報告書類の決算書に記載された予算額が補正前の金額となっていた。

今回の監査において、交付額が適正であることは確認できたものの、補助金の充当予算を変更する場合、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「補助金規則」という。)第10条に規定する補助事業等計画変更申請書の提出を受け、充当予算の変更を承認し、補助内容の変更決定をする必要があった。

今後、補助金の交付に当たっては、その事務の重要性を再確認し、補助金規則等に基づき適切に事務を執行されたい。

2 出資団体監査

(1) 注意事項

社会福祉事業団

ア 出納事務について調査したところ、運営協議会委員参加報酬に係る支出調書について、社会福祉法人相模原市社会福祉事業団事務専決規程(以下「専決規程」という。)では人件費の支出調書は事務局長の専決事項とされているにもかかわらず、課長が決裁し支出している事例が見られた。

今回の監査において、支払が適正であることは確認できたものの、支払を決定するに当たっては、専決規程による適正な専決者の決裁に基づき事務を執行する必要がある。

今後は、意思決定の重要性を再認識するとともに、事務処理方法及び確認体制の見直しを図るなど再発防止に取り組み、適切に事務を執行されたい。

イ 評議員会及び理事会の実施状況について調査したところ、社会福祉法人相模原市社会福祉事業団評議員会運営規則第15条及び社会福祉法人相模原市社会福祉事業団理事会運営規則第10条の規定に基づく欠席者に対する報告及び通知について、実施していることを確認できなかった。

評議員会は法人運営に係る重要事項の決議機関であり、また、理事会は業務執行の決定を行う機関であることから、その構成員である評議員及び理事等の欠席があった場合には、議事の要領や結果が共有されるよう、今後は遺漏なく実施されたい。

ウ 社会福祉法人相模原市社会福祉事業団経理規程、社会福祉法人相模原市社会福祉事業団職員就業規則等において、規定すべき事項が不足している事例や規定内容が事務の実情と整合していない事例等が見られた。

これらの規程については速やかに所要の改正を行うとともに、定期的に点検を行うなど適切な規定内容を維持継続できる体制の整備に取り組まされたい。

(2) 意見

社会福祉事業団及び高齢・障害者福祉課

社会福祉事業団は、設立された平成6年以降、障害福祉に関わる法令や制

度等が大きく変わる中、障害者支援センターを拠点として、柔軟かつ先駆的に事業を展開し、本市の障害福祉推進の中核的な役割を担っている。

相模原市社会福祉事業団経営計画(令和6年度～10年度)では、本市の障害福祉ニーズや課題等を踏まえ、4つの重点プロジェクトとロードマップ等を掲げており、これまでに培った専門性やネットワーク等を十分に活かしながら、市との連携強化を図り、当該計画を着実に推進するよう要望する。

また、市は、社会福祉事業団の100%出資者であることを再認識し、日頃から社会福祉事業団と情報や課題、取組の方向について一層の共有を図るとともに、適切な役割分担の下に諸施策を推進し、「第2期共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン」に掲げる基本理念の実現に向け、効率的かつ効果的に取り組むよう要望する。

3 公の施設の指定管理者監査

注意事項

社会福祉事業団

障害者支援センターにおける現金等の管理について、レターパックの出納帳の記録を調査したところ、調査日時点において実際の残高と帳簿残高が一致していない事例が見られた。

また、社会福祉法人相模原市社会福祉事業団経理規程第33条では、毎日の現金等出納終了後に出納職員がその残高と帳簿残高を照合しなければならない旨が定められているが、現金等の出納帳において、現金出納が行われた日に当該職員による確認の押印がなく、照合を行っていることが確認できない事例が散見された。

今後は、現金出納の記録を適正に行うとともに、市の現金出納員事務の手引を参考に適切に事務を執行されたい。

別紙

対象団体の概要

1 観光協会の概要

(1) 所在地

相模原市中央区相模原3丁目8番17号
きらぼし銀行相模原支店ビル1階

(2) 沿革

平成25年3月1日 一般社団法人として設立
令和3年4月1日 公益社団法人に移行

(3) 設立目的(定款第4条)

相模原市及び周辺地域の観光事業の推進により、地域社会・文化の健全な発展及び地域経済の振興に寄与することを目的とする。

(4) 事業内容(定款第5条)

- ア 観光に関する調査及び企画並びに情報の収集及び提供
- イ 観光客の誘致及び滞在支援
- ウ 観光資源の開発及び整備
- エ 観光物産品及び酒類の紹介・販売
- オ 観光施設の管理運営
- カ 観光に関する人材の指導育成
- キ 地方公共団体及びその他公共的団体から委託される観光関連業務の受託
- ク 旅行業法に基づく旅行業
- ケ 広告宣伝事業
- コ 観光関連事業者及び諸機関との連携
- サ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(5) 財政規模

(単位：円)

区 分	歳入規模	歳出規模	市補助金(歳入割合)
令和6年度予算	184,501,962	184,381,962	74,269,000(39.4%)
令和5年度決算	202,730,604	197,800,369	78,040,885(42.6%)

(6) 財政援助の状況(令和5年度)

観光協会補助金 78,040,885円

2 社会福祉事業団の概要

(1) 所在地

相模原市中央区松が丘1丁目23番1号

(2) 沿革

平成6年4月1日 設立

平成7年4月 障害者支援センターの運営を受託
(平成18年4月から指定管理者として運営)

平成15年4月 けやき体育館の運営を受託
(平成18年4月から指定管理者として運営)

(3) 設立目的(定款第1条)

相模原市と連携し、相模原市における社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与することを目的とする。

(4) 事業内容(定款第1条及び第46条)

ア 第二種社会福祉事業

(ア) 障害福祉サービス事業の経営

(イ) 相談支援事業の経営

(ウ) 移動支援事業の経営

イ 公益事業

(ア) 地域障害者施設支援事業

(イ) 障害者地域就労援助センター事業

(ウ) 障害者就業・生活支援センター事業

(エ) 発達障害支援センター就労支援事業

(オ) 基幹相談支援センター等事業

(カ) 障害者相談支援キーテーション事業

(キ) 手話通訳者等養成事業

(ク) 障害者一時ケア事業

(ケ) けやき体育館の管理・経営

(コ) 障害者余暇活動支援事業

- (サ) 無料職業紹介事業
- (5) 基本財産(令和6年4月1日現在)
- 3,000,000円(100%市が出資)
- (6) 財政援助及び指定管理料の状況
- ア 財政援助(令和5年度)
- (ア) 社会福祉法人相模原市社会福祉事業団補助金 38,632,902円
- (イ) 障害児者施設建設資金借入償還金補助金 5,154,000円
- (ウ) 指定管理者制度導入施設支援金 2,215,000円
- イ 指定管理料(令和5年度)
- (ア) 障害者支援センター 240,787,000円
- (イ) けやき体育館 53,050,667円
- (7) 決算の状況
- 令和5年度の決算の状況は、次のとおりである。

表1 貸借対照表(令和6年3月31日現在)

(単位:円)

資産の部		負債の部	
流動資産	279,113,798	流動負債	166,567,309
固定資産	718,980,029	固定負債	369,744,211
基本財産	225,147,355	負債合計	536,311,520
投資その他の資産	493,832,674	純資産の部	
		基本金	3,000,000
		国庫補助金等特別積立金	73,143,965
		その他の積立金	231,011,989
		次期繰越活動増減差額	154,626,353
		純資産合計	461,782,307
資産合計	998,093,827	負債・純資産合計	998,093,827

表2 事業活動計算書(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
(1) サービス活動収益	814,556,680
(2) サービス活動費用	817,231,513
(3) サービス活動増減差額 (1) - (2)	△2,674,833
(4) サービス活動外収益	9,243,011
(5) サービス活動外費用	1,853,878
(6) サービス活動外増減差額 (4) - (5)	7,389,133
(7) 経常増減差額 (3) + (6)	4,714,300
(8) 特別収益	4,131,000
(9) 特別費用	4,140,772
(10) 特別増減差額 (8) - (9)	△9,772
(11) 当期活動増減差額 (7) + (10)	4,704,528
(12) 前期繰越活動増減差額	153,515,054
(13) 当期末繰越活動増減差額 (11) + (12)	158,219,582
(14) 基本金取崩額	0
(15) その他の積立金取崩額	9,771
(16) その他の積立金積立額	3,603,000
(17) 次期繰越活動増減差額 (13) + (14) + (15) - (16)	154,626,353